草津市都市計画審議会の結果について

１．開催日時　　　平成３１年1月３０日（水）
　　　　　　　　　午前１０時００分～午前１１時２５分

２．開催場所　　　草津市役所４階　行政委員会室

３．審議案件
　　議第１号　「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」の改正について

４．出席委員数　　１４名中１０名

５．開会の挨拶〔山本部長〕

本日は、公私とも御多用のところ、都市計画審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議案件は１件でございます。

昨年１２月２６日の都市計画審議会協議会で御協議いただきました草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正についてでございます。２月にパブリックコメントを実施しまして、市民の皆様方から意見を聞きたいと考えてございまして、本日は諮問案件として、御審議いただきたいと思っております。

以上、委員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

６．審議経過のうち主な発言の内容

○　生活拠点形成型では、土地利用の方針で「生活拠点地区」と「戸建住宅地区」を設けるとしており、住宅開発を補足的に認めるものとなっている。建築物の用途の制限では、第１種中高層住居専用地域となっており、店舗利用も想定されているということであるが、戸建住宅地区であれば第１種低層住居専用地域で設定した方がよいのではないか。

→　戸建住宅地区については、集落福利等施設以外にも地域の方が望まれる小規模店舗が立地できるようにするとともに、滋賀県の運用方針との整合を図るために、第１種中高層住居専用地域に設定しています。

○　建築物の高さの最高限度について、１３ｍに変更となっているが何か根拠はあるのか。

→　草津市景観計画において「琵琶湖岸ゾーン」および「田園ゾーン」で適用されている建築物の高さの最高限度と整合を図りました。

○　改正案では、運用基準の策定の要件について「自治会」が削除されて、「区域の地権者およびまちづくり協議会役員などで構成された検討組織」とされているが、各学区にまちづくり協議会が設置された今も、自治会はまちづくりで重要な役割を担っているので、「自治会」の表記を残すべきであると思う。

→　「まちづくり協議会など」の「など」の中に、自治会も含まれることとしています。

○　運用基準の変更後において、市街化調整区域での地区計画を想定しているエリアはあるのか。

→　草津市版地域再生計画に基づく生活拠点の形成を検討している候補地はあります。